

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 1 3 日

各都道府県
私立学校産業教育関係国庫補助金担当者 殿

文部科学省初等中等教育局高等学校振興課
産業教育振興室機能強化係

令和 8 年度における産業教育関係国庫補助金に係る
設備の整備計画（追加募集）について（依頼）

令和 8 年度における学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）については、既に申請のあった学校法人に対し、交付決定を行ったところですが、今年度の予算に若干の残額があることから、追加募集を行います。

つきましては、産業教育関係国庫補助金に係る設備の整備計画について、貴域内学校法人における整備計画がある場合には、「学校教育設備整備費等補助金交付要綱（平成 1 5 年 4 月 1 日文部科学大臣決定、以下「交付要綱」という）」、「高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の算定等について（平成 6 年 6 月 3 0 日付け文初職第 2 4 号）」、「高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業及び高等学校産業教育設備整備費国庫補助事業による産業教育のための実験実習施設・設備の整備等について（平成 1 5 年 4 月 1 日付け 1 5 文科初第 1 1 3 2 号）（以下、「実験実習施設・設備の整備等について」という。）及び下記事項に留意の上、令和 8 年 9 月 1 4 日（月）までに産業教育振興室機能強化係までメールにて提出願います。

記

1. 整備計画の様式

○別紙様式

○設備整備費については

「学校教育設備整備費等補助金交付要綱」様式第 7 別添 5 の明細表の様式を準用し、次の 2 により作成する。

2. 各様式共通事項

- (1) 年月日記入欄には予定日を入力する。
- (2) 設備整備費に関する見積書及びカタログ（定価、規格が記載されているもの）を添付する。（郵送可）
- (3) 補助事業実施のために必要な借入等を予定している場合、借入等の検討状況について説明した資料を添付する。（任意様式）

3. 留意事項

- (1) 該当がない場合は返信不要です。
- (2) 今回は、学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）のみの追加募集であり、私立学校施設整備費補助金（私立高等学校産業教育施設整備費）の募集はありません。
- (3) 会計検査院の平成 1 9 年度決算検査報告において、一部の補助事業者が補助対象経費や面積を誤って算定したため、高等学校産業教育施設整備費の交付

を過大に受け、「不当事項」と指摘されました。つきましては、今後このような指摘を受けることのないよう、補助事業費の算定等の事務処理を適正に行うよう努めていただくとともに、貴管下の学校法人に対して周知して下さるようお願いいたします。

- (4) 内定前に着手しますと補助の対象外となりますので、補助金の申請を予定している事業については、くれぐれも内定前に着手することのないようご留意願います。
- (5) 本照会で挙げていただいた事業について、挙げていただいたことをもって交付決定されることが保障されるものではないことをご承知置き願います。
- (6) 予算を超える件数の申請があった場合は、圧縮して交付する可能性があります。
- (7) 既に交付決定を受けている学校法人が追加で交付を受けようとする場合、事業計画には追加計画分のみ記載してください。

(本件担当)

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省初等中等教育局高等学校振興課

産業教育振興室機能強化係

電 話 03-5253-4111 (内線 2383)

E-mail sangyo@mext.go.jp